



左京区シンボルマーク

市民しんぶん 左京区版

左京ボイス

左京区役所ホームページ <http://www.city.kyoto.lg.jp/sakyo/>

2013 3/15

世帯数 82,694世帯
人口 168,461人

(平成25年2月1日現在)



新村戦略—大見村復興プロジェクト



森の中の幼稚園に行こう@静原



配食サービス「あんずの会」



「下鴨御所音頭・紅葉節」復活プロジェクト



スマートな男性は料理がうまい!



修三ふれあい夏まつり 2012



つくる!奏でる!音楽ワークショップでつなぐ小地域交流事業



日本語を母語としない家族を応援する会話テキストの作成とサポーター養成講座の開催



ミュージック・リハビリテーション・カフェ@町家



左京区まちづくり活動支援交付金

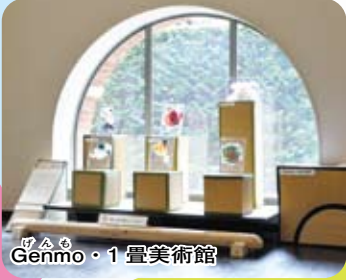
まちづくり活動を応援

左京区では区民の皆様の自主的なまちづくり活動を応援するため、「まちづくり活動支援交付金」を創設しました。初年度の平成24年度は、20団体が様々なまちづくり活動に取り組みました。活動の報告は区役所ホームページなどで紹介します。

問合せ 区地域力推進室(☎702-1021)



水質浄化と水生生物の生態保護と水辺環境の保全



Genmo・1 畳美術館



鉄仙流白川踊盆踊り大会

区役所を日曜日に臨時開所します

3月24日、31日、4月7日

開所時間 9:00~12:00 窓口 市民窓口課

取扱業務

届出・申請: 転入、転出、転居、戸籍、印鑑登録など

証明書発行: 住民票の写し、戸籍謄・抄本(出張所管轄区域の戸籍を除く)、印鑑登録証明書など

※出張所は開所していません。税関係証明書(所得証明など)の発行など一部取り扱えない業務もありますので、詳しくはお問い合わせください。

問合せ 区地域力推進室(☎702-1001)/区市民窓口課(☎702-1059)

ターミナル証明書発行コーナーをご利用ください

日曜日でもご利用いただけます

開所時間 平日 8:30~19:00 土・日曜日 8:30~17:00

※祝・休日、年末年始を除く

設置場所 地下鉄…四条駅、竹田駅、山科駅、北大路駅 阪急…桂駅

取扱業務

①住民票の写し ②住民票記載事項証明書 ③印鑑登録証明書 ④税関係証明書

※④は平日午後5時以降及び土・日曜日には受付のみを行い、翌日以降の開所日にお渡しします。

問合せ 市地域自治推進室(☎222-3085)

★この記事に注目★

●転居等に伴う届出はお済みですか.....2面

●市税関係証明の交付.....3面

みんなでつくる左京朝カフェ season3 4月13日(土)

まちづくりに興味・関心のある方の参加をお待ちしています。初参加の方も大歓迎です(託児コーナーあり、要予約)。

時間 10:00~12:30 場所 区役所1階大会議室 費用 300円(茶菓代)

申込先 区地域力推進室(メール sakyo@city.kyoto.jp、☎702-1021)



いきいき市民活動センター

中学生のための演劇講座

専門家の指導で、楽しく演技やコミュニケーションを学びましょう。演劇経験は問いません。

対象 市内在住の中学生

日時 3月23日(土)、24日(日)
両日とも10:00～12:00

場所 左京西部いきいき市民活動センター

定員 12名（定員になり次第締切）

費用 無料

持ち物 動きやすい服装、筆記用具

申込み 3月22日(金)までに電話で左京西部いきいき市民活動センター(791-1836)へ

左京老人福祉センター

シニア講座「水彩画入門」

水彩画にチャレンジしてみませんか。

日時 4月12日(金) 13:30～15:30

場所 左京老人福祉センター 多目的室

定員 12名（先着順） 費用 100円

持ち物 水彩絵の具、絵筆、パレット、古新聞、雑巾、エプロン

申込期間 3月18日(月)～30日(土)

介護予防講座「ボール体操講座」

ボールを使った簡単で楽しい体操です。

日時 4月19日(金) ①13:00～14:00
②14:15～15:15

※①と②は同じ内容です。

場所 左京老人福祉センター
ホール

定員 各30名（先着順）

持ち物 運動のできる上履き、
タオル

申込期間 3月15日(金)～30日(土)

※整形外科等で治療中の方は、医師にご相談のうえお申し込みください。

対象 市内在住60歳以上の方
申込み 電話で左京老人福祉センター
(☎722-4650)へ

税金あれこれ

原動機付自転車、軽自動車等の 廃車申告等はお早目に

軽自動車税は、毎年4月1日現在の所有者に課税されます。

原動機付自転車や軽自動車等を譲渡、廃棄、盗難等により、現在所有されていない場合は、4月1日(月)までに廃車や異動の申告をしてください。

期日までに申告がない場合は、平成25年度以降も課税されますので、ご注意ください。

なお、軽自動車や排気量が125cc超のバイクの場合で、転出や譲渡により他府県ナンバーに変更するときは、転出（譲渡）先の運輸支局等での手続となりますが、区市民税課又は市納税推進課への「税の廃車申告」も忘れずに行ってください。

申告先

原動機付自転車(125cc以下のバイク及びミニカー)及び小型特殊自動車：区市民税課(☎702-1033)、市納税推進課(☎213-5467)
3・4輪の軽自動車：軽自動車検査協会京都事務所(☎671-0928)

125cc超250cc以下のバイクの廃車：京都府軽自動車協会(☎691-6516)／廃車以外の変更：京都運輸支局(☎050-5540-2061)
250cc超のバイク：京都運輸支局(☎050-5540-2061)

転居等に伴う届出はお済みですか

京都市の区役所等への届出に必要なものをご紹介します。

	届出の種類	届出窓口	必要なもの
市外からの転入	住民登録	市民窓口課、出張所	本人確認書類、転出証明書、印鑑
	住民登録（外国人住民）	市民窓口課、出張所	外国人登録証明書又は特別永住者証明書又は在留カード（住所変更される方全員分）、転出証明書
	国民健康保険 後期高齢者医療 老人医療	保険年金課	本人確認書類、印鑑 印鑑、負担区分証明書、本人確認書類
	障害者医療	福祉介護課	健康保険証、印鑑、課税証明書
	母子家庭等医療		健康保険証、印鑑、課税証明書、身障者手帳、療育手帳
	子ども医療		健康保険証、印鑑、課税証明書、戸籍謄本
	児童手当		健康保険証
	介護保険		預金通帳、印鑑、職場の健康保険証（国保は不要）
市内での転居	住民登録	市民窓口課、出張所	本人確認書類、印鑑
	住民登録（外国人住民）	転居先の市民窓口課、出張所	外国人登録証明書又は特別永住者証明書又は在留カード（住所変更される方全員分）
	国民健康保険 後期高齢者医療 老人医療	転居先の保険年金課	国保の健康保険証、印鑑、本人確認書類
	障害者医療	転居先の福祉介護課	健康保険証、印鑑、本人確認書類
	母子家庭等医療		健康保険証、印鑑、受給者証、身障者手帳、療育手帳
	子ども医療		健康保険証、印鑑、受給者証、戸籍謄本(区内転居は不要)
	児童手当		健康保険証、受給者証
	介護保険		印鑑 被保険者証、印鑑、各種減額証（お持ちの方）
市外への転出	住民登録	市民窓口課、出張所	本人確認書類、印鑑 ※住基カードをお持ちの場合はお問い合わせください
	住民登録（外国人住民）	市民窓口課、出張所	本人確認書類
	国民健康保険 後期高齢者医療	保険年金課	国保の健康保険証、本人確認書類
	老人医療、障害者医療、子ども医療、母子家庭等医療	福祉介護課	健康保険証、印鑑、本人確認書類
	児童手当		受給者証 印鑑
	介護保険	市民税課	被保険者証、印鑑、各種減額証（お持ちの方）
	125cc以下のバイク、小型特殊自動車		本人確認書類、印鑑、ナンバープレート
その他	職場の健康保険をやめて国保に入る	保険年金課	職場の健康保険をやめた証明、本人確認書類、印鑑
	生活保護を受けなくなって国保に入る		保護決定通知（廃止）、本人確認書類、印鑑
	職場の健康保険に入って国保をやめる		職場の健康保険証、国保の健康保険証等、本人確認書類
	生活保護を受け始めたので国保をやめる		保護決定通知（開始）、国保の健康保険証等、本人確認書類
	125cc以下のバイク、小型特殊自動車	購入・もらった 市民税課	本人確認書類、印鑑、譲渡証明書（販売証明書）
		廃車・売却・譲った 市民税課	本人確認書類、印鑑、旧ナンバープレート

問合せ：左京区役所☎702-1000(代) 岩倉出張所☎781-3898 八瀬出張所☎781-5091 大原出張所☎744-2020
静市出張所☎741-2002 花脊出張所☎746-0215 久多出張所☎748-2020

認知症予防教室

参加者募集

「文章を声に出して読む」、「簡単な計算をする」というトレーニングを継続することが、脳機能に良い影響を及ぼすという実証的な成果が上げられています。脳を鍛えるトレーニング教室を開催しますのでご参加ください。

対象 区内在住の65歳以上で介護保険のサービスを受けていない方

日時 4月24日～10月9日 毎週水曜日
①10:00～10:45、②10:45～11:30

場所 左京老人福祉センター

定員 各8人（定員になり次第締切）

費用 100円／回

申込み 3月18日(月)から電話で左京区地域介護予防推進センター(☎741-2192)へ

つどいの広場「八瀬わらべっ子広場」を3月25日開設

子育て中の親子の交流の場である「つどいの広場」を八瀬学区に新たに開設します。

乳幼児を持つ親とその子どもが気軽に集い、交流を図ることが出来ます。また、子育てアドバイザーが常駐し、育児相談や地域の子育て情報の提供、子育てに関する講習なども実施します。

対象 市内在住の子どもと保護者
※主に乳幼児

※主に乳幼児

場所 八瀬秋元町578

(八瀬小学校内)

開所時間 10:00～16:00

休所日 日・月曜日

問合せ 市児童家庭課(☎251-2380)



左京消防署だより

台所からの火災に注意

昨年発生した火災の原因で、「台所からの火災」が増加しました。今回は、こんろや天ぷらなべなどの台所からの出火防止対策を取り上げます。

台所火災の発生事例

●調理中や天ぷら油の加熱中にその場を離れた、うっかり眠ってしまった、あるいは外出してしまった。

●天ぷらなべの火災を消すのに水を掛け、火災が拡大しけがをした。

●こんろに火を付けたまま、こんろ奥のものを取るうとした際に服に火が付きやけどした。

出火防止対策と消火方法

●調理中は、そばを離れない。

●魚焼グリルやこんろ周囲にものを置かない。油污れ

●燃えている油に水を掛けると爆発的に火災が拡大するので、絶対に水を掛けない。

●衣服の袖口などがこんろの火などに触れないように気を付け、防炎品のエプロン、割烹着などを着用する。

問合せ 左京消防署(☎723・0119)

住宅用火災警報器の設置は義務です。まだ設置していない家庭は、今すぐに設置しましょう。

は、こまめに清掃する。

●傷んだり古くなったガスホースは、早めに取り替える。

●過熱防止機能などの安全装置が付いたこんろを使用する。

●天ぷら油は加熱し続けると発火します(発火温度は370度前後)。発火した場合は、慌てず姿勢を低くして、こんろのスイッチを止め、消火器やエアゾール式簡易消火具で油面を覆うように薬剤を噴射する。

お知らせ

税

市税関係証明の交付

次の証明が必要なときは、運転免許証、年金手帳、パスポート等の本人確認書類（法人の場合は、窓口に来られる方の本人確認書類と代表者印）をもって、それぞれの窓口へ請求してください（代理人の場合は、委任状も必要）。

○所得証明、課税証明、評価証明、納税証明（市・府民税、法人市民税、固定資産税）等は市民窓口課、証明書発行コーナー、出張所へ

○納税証明（軽自動車税）、住宅用家屋証明は市民税課へ

※市ホームページから各種申請書をダウンロードすることができます。

問合せ 市民窓口課（☎702-1059）
市民税課（☎702-1033）

固定資産税の縦覧

固定資産税の納税者が所有されている固定資産（土地・家屋）の評価額が適正かどうかを、他の物件と比較してご覧いただけます。

縦覧できる方 固定資産税の納税者（所有者）、相続人、納税管理人、及びその代理人

期間 4月1日(月)～4月30日(火)

※各日とも8:30～17:00(土・日・祝日を除く)

場所 資産所在地の区役所・支所の固定資産税課・課税課

縦覧に必要なもの

○納税者（所有者）：納税通知書（ない場合は、運転免許証、健康保険証等の本人確認書類）

○相続人：戸籍謄本等及び本人確認書類

○代理人：委任状及び本人確認書類

問合せ 固定資産税課（☎702-1045）

福祉

ひとり親家庭の自立支援給付金事業

ひとり親家庭の親の就業に向けて、次の給付金事業を実施しています。（所得制限あり）

自立支援教育訓練給付金事業

市内在住の母子家庭の母及び父子家庭の父（平成25年度から）が、厚生労働大臣指定教育訓練講座を受講した場合に、受講費用の20％（上限10万円）を支給します。

申請方法 受講開始前に申請してください。

高等技能訓練促進費事業

市内在住の母子家庭の母及び平成25年度以降の入学者である父子家庭の父が、看護師や介護福祉士等の資格取得のため、法令の定めによる養成機関で2年以上の課程を修業する場合に、2年を上限として市民税非課税世帯は月額10万円の給付金と5万円の修了一時金を、市民税課税世帯は月額7万5千円の給付金と2万5千円の修了一時金を支給します。

申請方法 受講開始後に申請してください。（ただし支給は申請月からです）

申請・問合せ 支援課（☎702-1114）

老人医療費受給者証をお持ちの方へ

3月31日まで有効な福祉医療費受給者証をお持ちの方に、7月31日まで有効の新しい受給

者証を3月中旬にお送りします（3月に満70歳になる方を除く）。現在お持ちの受給者証は、4月1日からはお使いになれません。

問合せ 福祉介護課（☎702-1068）

重度障害者タクシー利用券の継続交付

平成24年度分の重度障害者タクシー利用券の有効期限は3月末日までです。4月以降も引き続きタクシー券を利用される方は3月25日(月)以降に、交付申請手続を行ってください。

なお、1カ月当たり4枚を交付するため、5月以降に申請された場合には、申請月に応じて交付枚数が少なくなります。

必要なもの 身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳、印鑑（スタンプ印は不可）

申請先・問合せ 身体障害・知的障害の方は支援課（☎702-1131）／精神障害の方は健康づくり推進課（☎702-1222）

保険料を特別徴収により納めている方へ

平成25年2月に平成24年度の国民健康保険・後期高齢者医療の保険料を特別徴収（年金からの引落し）で納めていただいた方は、お申し出がない限り、平成25年度も特別徴収で納めていただきます。

なお、4月、6月、8月の各月は、平成25年2月と同額を納めていただき（仮徴収）、国民健康保険は6月に、後期高齢者医療制度は7月に決定する年間保険料の額から仮徴収額を除いた額を10月、12月、平成26年2月の3回に分けて納めていただきます（本徴収）。

口座振替による納付への変更

口座振替での納付に変更される方は、保険年金課へお申し出ください。お申し出後、3～4カ月後に特別徴収が停止されます。

※手続きには、事前に金融機関で口座振替の申込みが必要です。

問合せ 保険年金課（☎702-1168）

国民健康保険の届出をお忘れなく

次のようなときは届出が必要です。該当したときから14日以内に保険年金課に届け出てください。

京都市国民健康保険へ入るとき

①退職などで職場の健康保険、共済組合や国民健康保険組合をやめたとき

②入国又は他の市町村から転入したとき

京都市国民健康保険をやめるとき

①就職などで職場の健康保険、共済組合や国民健康保険組合に入ったとき

②出国又は他の市町村に転出するとき

加入の届出が遅れた場合、保険料はさかのぼって（最長2年）納めていただきますが、その間の医療費については原則として全額自己負担となりますのでご注意ください。

問合せ 保険年金課（☎702-1168）

新しい国民健康保険高齢受給者証を3月下旬にお送りします

70～74歳の方で一部負担金の割合が1割の方は、4月から2割負担に引き上げられる予定でしたが、平成26年3月まで、1割負担の据置きが継続されることになりました。（8月1日以降ご使用いただく高齢受給者証は、前年の所得状況に基づき負担割合を判定のうえ、7月中旬に郵送します）

問合せ 保険年金課（☎702-1168）

その他

水道使用の開始・中止について

引越しなどで水道の使用を開始又は中止するときは、1週間前までにご連絡をお願いします。

連絡先 上下水道局左京営業所（☎722-7700）

※山間地域（静原、鞍馬・貴船、久多、広河原・花脊、別所・百井、大原の簡易水道供給地域）は上下水道局地域事業課（☎672-7790）へ

相談窓口

弁護士による無料法律相談

日時 毎週水曜日 13:15～（受付13:00～）

場所 区役所1階地域力推進室相談室

定員 先着15名（正午から整理札を配付）

※1人20分以内

問合せ 地域力推進室（☎702-1029）

行政書士会による無料相談

日時 4月9日(火) 14:00～16:00

場所 区役所1階大会議室

問合せ 京都府行政書士会第4支部事務局（☎762-0505）

図書館

左京図書館（☎722-4032）

開館時間 平日：10:00～19:30
土・日曜、祝日：10:00～17:00

休館日 毎週火曜、第2・4水曜

赤ちゃん絵本の読み聞かせ
3月21日(木)、3月28日(木)、
4月4日(木)、4月11日(木)
いずれも10:30～

お楽しみ会
3月23日(土) 11:00～



岩倉図書館（☎702-8510）

開館時間 月・木曜：10:00～19:00
その他の曜日・祝日：10:00～17:00

休館日 毎週火曜、第2・4水曜

お楽しみ会
4月20日(土) 11:00～

赤ちゃんタイム
4月12日(金) 11:00～、26日(金) 11:00～

えいごタイム
4月13日(土) 14:00～、27日(土) 14:00～

移動図書館「こじか号」（☎801-4196）

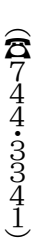
巡回日程

3月22日(金)	10:00～10:40	修学院小学校
	11:00～11:40	上高野小学校
	13:00～13:40	八瀬小学校
4月5日(金)	10:00～10:40	市原野小学校
	11:00～11:30	鞍馬本町かどや駐車場
	13:00～13:40	鞍馬小学校
4月10日(水)	10:30～11:00	広河原うどん伝兵衛前
	11:20～11:50	J A 京都中央花背支店
	13:00～13:30	花背小・中学校
	13:50～14:20	別所喫茶カウベル前
4月17日(水)	10:00～11:00	京都大原学院
	11:20～11:50	農協静原支所横
	13:00～13:40	静原小学校

3月は平成24年度国民健康保険料の最終納付月です。問合せ 保険年金課（☎702-1169）

※保険料の納め忘れのある場合は、至急納付してください。災害その他の特別な事情もなく滞納している世帯に対しては、財産を差し押えます。保険料を納めることが困難な事情がある場合は、すぐに保険年金課までご相談ください。

交通局自動車部運輸課 (0863・51332)



の町・宮本町・中之町・薬師町・分木町・下之町からなります。一方、村落としての基軸は「一の鉾・二の鉾・三の鉾」といった格式を誇る祭礼の組織（鉾組）が形成されています。例えば「一の鉾」では中之町と薬師町が核になっていたことがわかっており、村域の拡大と共に「二の鉾・三の鉾」といった宮座の広がりも並行したと考えられます。宮座からは村内秩序や生活習慣を知ることとなりますが、なかでも現在伝わる北白川高盛御供（京都市無形民俗文化財）の神事は貴重です。これは北白川天神宮の秋季大祭の中で行われる祭儀で、特に各鉾組の当屋宅で行われる特殊神饌（供え物）の調製が注目されます。なお現在はいま保存会の組織のなかで一組の高盛御供が作られています。近辺で採れた季節の食材を厳選し、夜を徹して極める緻密な神饌は、もはや芸術品といえましょう。できあがった各種神饌は古式作法たる頭上運搬によって、早朝神社に納められます。この神事は毎年行われますが、古式にのっとり地区一丸となって進められる貴重な祭礼です。北白川は都會化されても、地域としての信仰や伝統文化がしっかりと息づいているのです。